

中小企業等省エネルギー設備導入支援補助金 改訂履歴

バージョン	公表日	改訂内容
2.0	5月27日	<p>二次募集初版</p> <p>P2 1. 補助の対象となる事業内容について以下を修正</p> <p>(1) ②更新後の設備の年間エネルギー消費量が、更新前と比較して、5%以上低減する設備であること。 →概ねを削除</p> <p>(2) ③新規導入する設備が、新製品・新サービスの開発等に必要な性能を有する計画であること、または導入前と比較し年間生産性が5%以上向上する計画であること。 →更新前を導入前に変更</p> <p>(2) ④同等の性能を持つ現在入手可能な設備（中古品を除く。）を導入した場合と比較して、年間エネルギー消費量が、5%以上低減する設備であること。 →「更新前と比較して」「概ね」の文言を削除</p> <p>P5 6. 申請についての(1)に以下を追記 ・※PC等で入力し作成して下さい。</p> <p>P6 7. 補助対象経費についての設備費に以下を追記 ・※導入設備を賃貸・レンタル、販売（転売）、他事業者と共有することはできません。 →他事業者と共有を追記</p>